

## アンチダンピング関税の実務

EY弁護士法人 弁護士・ニューヨーク州弁護士 手塚崇史

### ▶ Takashi Tezuka

総務省勤務を経て、2002年、弁護士登録。九州大学法科大学院 非常勤講師（現任）。米ハーバード大学ロースクール卒業。00年、米ニューヨーク州弁護士登録。弁護士として、一般企業法務のほか、国税および地方税、移転価格税制等の国際課税を含む租税法、アンチダンピング等の国際通商法および関税、行政法等の関係する案件を幅広く手掛けている。

### I アンチダンピング関税とは

アンチダンピング関税は、法律上は不当廉売関税と呼ばれています。ある製品の輸出国内の販売価格等（正常価格）より低い価格（ダンピング価格）で販売された貨物の輸入により、当該貨物の輸入国内で、この貨物と同種の貨物を生産する産業（以下、国内産業）に損害が生ずる場合に、国内産業を保護するために、輸入貨物に対して正常価格とダンピング価格の差額の範囲内で割増関税をかけることを、国内産業から輸入国政府に対して申請することで求めることができる制度です。

日本の国内産業からすれば、ダンピング価格で輸入された安価な貨物について、日本国政府に対して申請することにより、アンチダンピング関税の賦課が可能となります。一方、日本の国内産業の輸出先国政府から、日本の国内産業が関税を賦課されることもあり得ます。

アンチダンピング関税は、正常価格よりも低い価格で貨物を輸出する場合に賦課が可能であるとされており、このような輸出は不公正な貿易取引である、貿易歪曲効果が高い、とされているために、世界的に正当な対抗措置として認められている手法です。従って、輸入貨物の単なる安売りに適用できるとは限らないことに注意する必要がありますが、国内産業の利益を守るためには非常に有効な手段です。一方で、輸出先国

政府から関税を賦課されると、ビジネス上、大きな不利益を被ることになります。

わが国では、今まで必ずしもアンチダンピング関税の賦課ないし賦課申請は活発には行われてきませんでした。しかし、現在では、日本国政府も関税制度の活用に向けて、積極的な姿勢に転じているもようです。また、今までの事例に基づく、おおむね5%程度から高率なもので45%超の関税が、割増で5年間ほど（一定の条件で延長可能）賦課されるという状況になっています。

以下では、主に日本国政府に対するアンチダンピング関税の賦課申請について、みていきます。

### II 日本国政府に対する賦課申請

#### 1. 申請に向けて

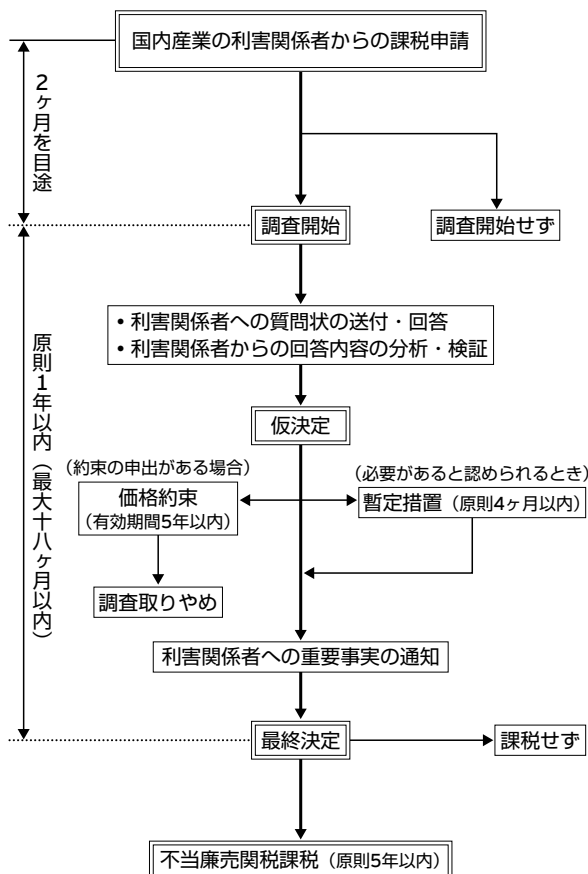
申請は、日本国政府における担当である財務大臣に対し、書面で申請書を提出することにより行います。申請書には基本的に、十分な証拠とともに次の記載をします。

- ▶ ダンピング輸入の事実
- ▶ 国内産業の直近3事業年度における損害の事実<sup>※1</sup>
- ▶ ダンピング輸入と国内産業の損害との因果関係<sup>※2</sup>

※1 国内産業の損害であり、申請者の損害でないことに注意が必要。国産品の販売量の低下、操業度の低下などの指標で示す。

※2 輸入量の増大と国内産業の損害指標の同時発生により示されることが多い。

▶ 図1 アンチダンピング関税措置の発動手順



(注) 調査は、財務省、経済産業省及び産業所管省の三省が共同で実施。

出典：経済産業省ウェブサイト

[www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/trade-remedy/ad\\_flow.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/trade-remedy/ad_flow.pdf)

申請書には財務指標等の秘密情報が多数記載されますが、これらは秘密取扱いが認められています。もっとも、例えばデータを指数化して表示するなどの要約が必要で、要約されたものは関係者の閲覧に供されます。

申請を行う資格がある国内産業としては、細かな規定はいろいろとありますが、基本的には、国内市場の25%以上のシェアを有している国内産業が申請可能とされています。25%以上という要件は、複数の会社の合計で満たすことも可能です。

また、アンチダンピング関税を賦課する対象貨物を特定<sup>※3</sup>し、対象国の生産者の状況、日本国内市場における価格等の状況等も把握して、申請書に記載します。

以上のような申請の検討をするに当たっては、ダン

ピング輸入の有無、すなわち、正常価格よりも低い価格で輸出されているかどうかを最初に検討するのが効果的と考えられます。いくら国内産業に損害が生じていたとしても、ダンピング輸入がなされていなければ、損害は別の要因によって生じたと考えられ、結局、アンチダンピング関税を賦課できないからです。なお、対象貨物が、例えば米国やEUなどでアンチダンピング関税を賦課されているかどうか、といった状況についても検討するとよいと思われます。米国やEUで関税が賦課されている場合には、結局のところ、米国市場やEU市場から当該対象貨物が締め出されているに等しい状況なので、新たな市場を求めて、ないしは既存の市場に対して輸出される量が増加している可能性があります。そのような市場の一つとして日本市場が考えられるからです。

## 2. 申請後の流れ

<図1>に示したとおり、日本国政府の調査当局が妥当と認めれば調査が開始され、官報等で公表されます。輸出者や申請者らに対して質問状が送付され、その回答を受けて、回答の正確性を調査するための現地調査が行われ、調査の概要（重要事実）が公表されます。なお、回答自体も要約等をされて関係者の閲覧に供されます。

調査期間は、調査開始から原則1年間で、最長1年半です。

## III おわりに

以上のとおり、アンチダンピング関税の賦課は、国内産業にとって大きなメリットがあります。また、調査期間が限定されているため、見通しが明確であるといえます。アンチダンピング関税制度の効果的な活用を検討することは有用であると思われます。

### お問い合わせ先

EY弁護士法人  
Tel : 03 3509 1684  
E-mail : takashi.tezuka@jp.ey.com

※3 輸入統計品目表の区分と一致する 경우가多いが、一致しないこともある。ただし、一致しない場合、輸入量の把握が困難になる場合もある。